

## 久留米市 介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ & A

各サービスにつきましては以下のとおり略称にて記載しています。

訪問型サービス：身体援助訪問サービス（以下、身体ヘルプ）、元気援助訪問サービス（以下、元気ヘルプ）、生活援助訪問サービス（以下、生活ヘルプ）

通所型サービス：介護予防通所サービス（予防デイ）、元気向上通所サービス（以下、元気デイ）、短期集中通所サービス（以下、集中デイ）

No.	質問事項（タイトル）	種別	質問内容	回答	掲載日
1	相談窓口について	利用手続き	「介護サービスの利用の手続き」では、新たに介護サービスを希望する場合には、まず市町村窓口で相談となっているが、従来通り地域包括支援センターや介護支援専門員、医療機関のソーシャルワーカー等でもいいのか。	基本チェックリストは、原則として利用者本人が市窓口に来て面談した上で実施しますので、まずは介護保険課や総合支所にお問い合わせください。	H29.3.31
2	相談対応について	利用手続き	事業所が相談を受けた場合、地域包括支援センターへ問い合わせをするように説明してよいか。介護保険課に問い合わせをするように言ったほうがよいか。	基本チェックリストは、原則として利用者本人が市窓口に来て面談した上で実施しますので、まずは介護保険課や総合支所にお問い合わせください。	H29.3.31
3	要支援認定満了以前での総合事業移行について	利用手続き	現在有する要支援認定満了時に総合事業へ移行することとなっているが、利用者の希望等で要支援認定満了以前に早期に総合事業へ移行することは可能か。	利用者が、平成29年3月31日時点で要支援認定の有効期間が残っているにも関わらず、介護予防訪問介護または介護予防通所介護ではなく、訪問型サービスまたは通所型サービスへ移行することは可能ですが、ケアプランの変更等が必要となります。まずは、地域包括支援センターにご相談ください。	H29.3.31
4	請求は国保連合会に行うのか	給付管理	生活ヘルプの請求は国保連合会への請求になるのか。	お見込みのとおりです。 現行相当のサービスにあたる身体ヘルプ、予防デイ及び基準緩和型サービスである元気ヘルプ、生活ヘルプ、元気デイ、集中デイはすべて国保連合会への請求となります。	H29.3.31
5	生活ヘルプの請求方法について	給付管理	生活ヘルプの報酬は1回毎となっているが、請求方法はどのようになるのか。（回数分合計し請求を行うのか、その都度請求を行うのか）	生活ヘルプの請求については、利用月の翌月に利用実績をまとめて国保連合会に請求することになります。	H29.3.31
6	他市被保険者の受け入れについて	その他	総合事業では、他市保険者の利用者は受け入れできないのか。 ① 他市に住民票の住所がある場合 ② 住所地特例対象者の場合	① 他市に住民票の住所がある場合の利用については、保険者の事業所指定を受ける必要があります。指定の方針や手続きは保険者ごとに異なりますので、各保険者に事前にご相談ください。 ② 住所地特例対象者に対する介護予防・日常生活支援総合事業も含めた地域支援事業の実施については、施設所在市町村が行うものとなっているため、久留米市に住所のある住所地特例対象者については、サービスの提供を行っていただくことが可能です。	H29.3.31

No.	質問事項（タイトル）	種別	質問内容	回答	掲載日
7	事業所の複数利用について	その他	1月内に利用する事業所は1か所のみしか利用できないのか。	新しい通所型サービスは、多様なサービスの組み合わせを推進するために、回数制の報酬としています。1か月の利用事業所は、月途中での変更も含め、4か所までとしています。	H29.3.31
8	加算について	加算・減算	基本報酬が1回毎になったが、加算は月単位のままか。	これまでの加算は月単位としています。 なお、独自加算（口腔ケア加算、身体介助加算）については、1回毎の算定となります。	H29.3.31
9	介護職員処遇改善加算の届出について	加算・減算	市外事業者のうち、久留米市の利用者が身体ヘルプを利用した場合、平成29年の処遇改善加算計画書をあらためて久留米市に提出すべきか。	次のいずれかに該当する場合、福岡県等に届け出た処遇改善加算計画書の写しを久留米市に提出してください。 ① 久留米市の利用者がみなし指定を受けている市外事業者を利用した場合 ② 市外事業者が久留米市の身体ヘルプの指定を受けた場合	H29.3.31
10	サテライトの設置について1	その他	短期集中デイにもサテライトを設けることができるか。	サテライトは、元気デイのみに設置可能としていますので、短期集中デイには設置できません。	H29.3.31
11	元気デイの機能訓練指導の人員基準について	人員基準	機能訓練指導員は、1人以上の配置となっているが、どの程度の時間数が基準となるのか。たとえば、利用者数に対しての細かい基準があるのか。	元気デイの機能訓練指導員は、現在の介護予防通所介護と同様の配置基準としており、利用者数に応じた人数とはしていません。利用者に対する機能訓練を十分に実施できるような人数の配置をお願いします。	H29.3.31
12	予防デイの利用時間について	利用時間	予防デイは5時間未満となっているが、ケアプランに位置づけした上で、1時間利用も可能なのか。	適切な一連のケアマネジメントにより利用者の自立支援に繋がると判断される場合は1時間利用も可能です。ただし、アセスメントにおいて短時間でサービスの必要性を明確にしてください。	H29.3.31
13	元気デイの入浴設備について	設備基準	元気デイは、入浴設備がない施設は基準が満たせないのか。	入浴設備は元気デイの設備基準にはありませんので、入浴設備がない施設であっても元気デイを実施することは可能です。	H29.3.31

No.	質問事項（タイトル）	種別	質問内容	回答	掲載日
14	元気ヘルプの利用判断について	利用サービスとケアマネジメント	元気ヘルプの対象で、認知機能低下や精神疾患等によりとあるが、主治医意見書に疾患名の記載があることが条件となるか。誰がサービス振り分けの判断をするのか。	元気ヘルプの利用は、具体的な疾患で判断されるものではありませんので、主治医意見書に疾患名の記載がある必要はありません。アセスメントにより、自分でできるようになると見込まれる家事関連活動がひとつでもあると判断された場合が対象となります。 地域包括支援センター又は委託された指定居宅介護支援事業所が実施する介護予防ケアマネジメントで、利用者の状況や希望を踏まえて判断します。	H29.3.31
15	実施地域について	実施地域	地域包括ケアシステムが日常生活圏域（中学校区）を意識しているのであれば、通所型サービスの利用者もそれを念頭におかなければならないのか。これまでと同様、実施地域を久留米市全域としてよいのか。	実施地域を久留米市全域とすることは可能です。 なお、総合事業は久留米市の事業であるため、久留米市外を実施地域に入れることはできません。	H29.3.31
16	集中デイにおける機能訓練室の広さ以外の設備基準について	設備基準	機能訓練室は広さ以外に、必要な訓練器具等の基準はあるか。また会議室等を集中デイを提供する時間のみ集中デイの機能訓練室として使用することは可能か。	必要な訓練器具等についての基準はありません。 また、会議室等を集中デイを提供する時間のみ集中デイの機能訓練室として使用することも可能です。	H29.3.31
17	集中デイの機能訓練室の併用について	設備基準	病院のリハビリ室や通所リハビリ室のスペースの一角を区切り、集中デイを提供する時間のみ集中デイの機能訓練室として使用することか可能か。（各々の設備基準を満たす広さが確保できる場合）	病院のリハビリ室や通所リハビリ室は、医療機関となりますので、所管部局へお問い合わせください。	H29.3.31
18	管理者の兼務について	人員基準	元気デイ、元気デイサテライト、集中デイの管理者は通所リハビリの管理者と兼務可能か。	通所リハビリの管理者は、元気デイ、元気デイサテライト、集中デイの管理者と兼務することはできません。	H29.3.31
19	集中デイの管理者とセラピストの管理者の兼務について	人員基準	集中デイの提供に当たる理学療法士・作業療法士と管理者の兼務は可能か。	それぞれの業務に支障がない場合に限り、兼務可能です。	H29.3.31
20	生活援助従業者の資格要件	人員基準	無資格者の雇い入れについて、市が指定する研修を受講予定として生活ヘルプのサービス対応は可能か。	研修を受講予定では生活ヘルプの生活援助サービスへの対応はできません。 指定日又はサービスへの従事日までに研修を受講している必要があります。	H29.3.31
21	生活援助従業者の研修について	研修	市が指定する研修の頻度はどの程度か。	1回につき20名程度を対象としたの研修を年2回程度開催する予定です。	H29.3.31

No.	質問事項（タイトル）	種別	質問内容	回答	掲載日
22	生活援助従業者の研修内容について	研修	市が指定する研修の内容はどのようなものを想定しているか。（時間数、日数、受講料等）	おおよそ20～25時間程度の研修を3～4日間で実施します。受講料は、テキスト代（2,000円程度）のみとします。	H29.3.31
23	初回連携加算について1	加算・減算	サービス提供責任者と介護支援専門員とが情報を共有する際の場所に関して条件はあるか。	情報を共有する場所に関する条件はありません。ただし、必ず面談にて実施する必要があります。電話等では認められません。	H29.3.31
24	生活ヘルプ対象者について	対象者像	生活ヘルプの対象に「身体介護が必要ない方で、疾患の特性上、家事関連活動の自立が困難な方」とあるが、疾患の特性上の疾患とはどのようなものか。また、特性上とはどのようなものを指すのか。	生活ヘルプの利用は、具体的な疾患で判断されるものではありません。アセスメント等を通じて、自分でできるようになると見込まれる家事関連活動がなく、家事代行に頼らざるを得ないと判断された場合が対象となります。自分でできるようになると見込まれる家事関連活動がひとつでもある場合は、元気ヘルプの対象となります。	H29.3.31
25	予防デイ及び元気デイの提供時間について	利用時間	5時間を超える実施はできないのか。	予防デイ、元気デイにおけるサービス提供時間は5時間未満としています。	H29.3.31
26	元気デイの提供時間について	利用時間	3時間以上5時間未満で利用予定の方が急用（体調不良を含む）で2時間以上3時間未満の時間帯で帰宅した場合、請求する時間はどのようになるのか。	当日の途中で利用者が体調を崩したために2時間以上3時間未満の時間帯で帰宅した場合は、当初の通所型サービス計画を変更し、再作成し、変更後の所要時間に応じた所定単位数を算定してください。ただし、当初の通所型サービス計画での所要時間を3時間程度で予定しており、やむを得ず2時間半程度でサービスを中止した場合は、当初予定していた機能訓練等のプログラムを実施できていた場合に限り所定単位数を算定できます。	H29.3.31
27	生活援助責任者について	人員基準	訪問介護、身体ヘルプ、元気ヘルプ、生活ヘルプの利用者が40人以内であれば、生活ヘルプの生活援助責任者の役割をサービス提供責任者が兼務することは可能か。	各サービスの利用者の処遇に支障がない場合に限り、兼務可能です。	H29.3.31
28	生活援助従業者と訪問介護員の常勤換算について	人員基準	訪問介護員が生活援助従業者を兼務している場合、就労時間を常勤換算に算入できるのか。	訪問介護員等の常勤換算は、訪問介護と身体ヘルプに従事する時間のみで常勤換算を計算し、元気ヘルプ、生活ヘルプに従事する時間は常勤換算には含めません。	H29.3.31
29	訪問介護事業所の管理者等との兼務について	人員基準	現在、訪問介護事業所の管理者とサービス提供責任者の兼務をしているが、元気ヘルプの管理者も兼務することは可能か。	指定訪問介護（介護給付）及び元気ヘルプの利用者の処遇に支障がない場合に限り、兼務可能です。	H29.3.31

No.	質問事項（タイトル）	種別	質問内容	回答	掲載日
30	訪問型サービスでの提供サービスについて	サービス内容	現行の介護予防訪問介護のように、平成29年4月以降も身体介護と生活援助は行うことは可能か。	介護予防ケアマネジメントにより、身体介護と生活援助が必要と判断された場合は、身体ヘルプの利用により身体介護と生活援助の提供が可能です。	H29.3.31
31	サービス提供責任者の兼務について	人員基準	現在、管理者とサービス提供責任者とを兼務しているが、身体ヘルプ、元気ヘルプのサービス提供責任者は1人で構わないか。また、現在のままの兼務でも可能でしょうか。	サービス提供責任者は、身体ヘルプ、元気ヘルプの利用者の合計数により配置する必要がありますので、これらのサービス利用者が40人を超えた場合は、サービス提供責任者は2名配置する必要があります。身体ヘルプ、元気ヘルプの管理者及びサービス提供責任者については、業務に支障がない場合に限り、兼務可能です。	H29.3.31
32	通所型サービスのサービス内容について	その他	サービス内容に制限はあるのか。また、毎回プログラムが異なることがあっても構わないか。	プログラムについては、通所型サービス計画において、心身機能・活動・参加の視点から利用者の自立支援に資する目標を設定し、それを達成するためのサービス内容になっている必要があります。そのため、毎回異なるプログラムを行うことが目標を達成するために必要であれば可能です。また、サービス内容については、現行と同様に社会通念上介護保険サービスとして適当と認められる範囲内で実施してください。	H29.3.31
33	通所型サービスでの外出プログラムについて	その他	買い物などの外出プログラムは可能か。	外出をすることが心身機能・活動・参加の視点から利用者の自立支援に資するものになっている場合は可能です。その場合は、通所型サービス計画にその必要性を位置づけた上で実施してください。	H29.3.31
34	月途中のサービス変更について	報酬	元気ヘルプの利用者が月の途中で身体ヘルプに変更となった場合の報酬はどのようになるのか。また同様に、生活ヘルプの利用者が身体ヘルプに変更になった場合にはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体ヘルプ、元気ヘルプ・・・月額報酬</li> <li>・生活ヘルプ・・・回数制</li> </ul> <p>① 月の途中で、身体ヘルプから元気ヘルプに変更となった場合（又は元気ヘルプから身体ヘルプに変更となった場合）は、月初から変更日までで日割りした変更前のサービス費と、変更日の翌日から月末までで日割りした変更後のサービス費を合計します。</p> <p>② 身体ヘルプ（又は元気ヘルプ）から生活ヘルプに変更となった場合は、月初から変更日までで日割りした身体ヘルプ（又は元気ヘルプ）のサービス費と、変更日の翌日から利用した回数の生活ヘルプのサービス費を合計します。</p> <p>③ 生活ヘルプから身体ヘルプ（又は元気ヘルプ）に変更となった場合は、変更日までに利用した回数の生活ヘルプのサービス費と変更日の翌日から月末までで日割りした身体ヘルプ（又は元気ヘルプ）のサービス費を合計します。</p>	H29.3.31

No.	質問事項（タイトル）	種別	質問内容	回答	掲載日
35	同居家族がいる場合のサービス利用について	その他	生活ヘルプは同居家族等がいる場合には原則利用不可だが、やむを得ない事情がある場合には利用可能となっている。「やむを得ない事情」とは具体的にはどのようなものを指すのか。	やむを得ない事情とは、障害、疾病の有無に限定されるものではなく、自立支援に資する必要なサービスが提供されるという介護保険の基本理念に基づき、あくまでも個々の利用者等の状況に応じた介護支援専門員の適切なアセスメント結果を基に、個別に判断されるものです。なお、やむを得ない事情の内容については介護予防サービス計画等に記載してください。	H29.3.31
36	同一フロアでの実施について	設備基準	通所介護、予防デイ、元気デイを同一フロアで実施することは可能か。また、その場合には各々フロアの区切り等は必要か。	可能です。それぞれの利用者の処遇に支障がない場合は、区別する必要はありません。	H29.3.31
37	複数事業所利用時の加算の算定について	加算・減算	同月内4か所まで利用可能であるが、運動器機能向上加算等月単位での加算は、各々の事業所で算定可能か。	算定要件を満たしていれば、各々の事業所で算定可能です。ただし、利用者負担も生じるものですので、利用者に対する丁寧な説明、同意が必要です。	H29.3.31
38	予防デイと元気デイの送迎について	送迎	予防デイを5時間未満で利用したのち、同事業所で行っている自主活動に参加。その後、通常のデイサービス利用者と一緒に送迎を行うことは可能か。同様に、元気デイでも可能か。	サービス利用前後に事業所と同一建物や同一敷地内において、サークル等の自主活動が行われており、利用者の希望でその自主活動等へ参加した結果、送迎時間が他の単位の利用者と同じ時間になった場合に一緒に送迎することは差し支えありませんが、その旨を通所型サービス計画に送迎に関する留意事項として記載する必要があります。なお、利用者の希望がないにも関わらず、強制的に自主活動等へ参加させていたり、実際に行われていない自主活動等へ参加しているように虚偽の通所型サービス計画を作成することは、処分の対象となります。	H29.3.31
39	利用時間について2	利用時間	本人や家族が長くデイサービス事業所に居たいと希望された場合、自費利用等は可能か。	利用者や家族の希望により、自費サービス（いわゆる延長サービス）を提供することは、基準を満たしたうえで、なお余力がある場合において、他の利用者のサービス提供に支障がない範囲であれば差し支えありませんが、利用者から支払うける利用料の額と、基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければなりません。	H29.3.31

No.	質問事項（タイトル）	種別	質問内容	回答	掲載日
40	サービス提供時間の設定について	利用時間	サテライトは午前中、本体は午後からのサービスを実施など時間がずれても構わないか。	元気デイの本体とサテライトについては、それぞれでサービス提供時間を定めることが可能ですので、時間がずれても構いません。	H29.3.31
41	元気デイサテライトの定員について	人員基準	元気デイサテライトの定員は広さと人員さえ確保されれば何人でもよいのか。また、本体の利用者よりサテライトの利用者のほうが多くてもよいのか。	元気デイのサテライトには利用定員の制限はありませんので、人員基準、設備基準が満たされていれば、元気デイ本体の利用者より多くても実施可能です。	H29.3.31
42	同一フロア、同一時間帯での実施について	設備基準	通所介護、予防デイ、元気デイ、集中デイを同一フロア、同一時間帯で実施することは可能か。	それぞれの利用者の処遇に支障がない場合は、通所介護、予防デイ、元気デイを同一フロア、同一時間帯で実施可能です。 集中デイは、原則として同一フロア、同一時間帯での実施は認められません。 ただし、他の通所型サービスの運営基準を遵守した上で、他の通所型サービスの提供に支障がない場合は、同一フロア、同一時間帯での集中デイの実施は可能ですが、この場合は、機能訓練室をパーテーション等で明確に区切り、プログラムやサービス提供を行う人員を明確に区分する必要があります。 なお、他の通所型サービスと提供日や提供時間帯が異なる場合は、同一フロアで集中デイを実施可能です。	H29.3.31
43	入浴や食事料金の目安について	その他	入浴や食事の料金の目安はあるか。事業所独自で設定して構わないか。	食費や入浴料の目安は特に定めていませんが、現在も徴収することができる食費については、材料費及び調理に係る費用等に相当する額を基本としていることから、入浴料も同様の取り扱いとなります。 いずれにしても、運営規程や重要事項説明書に明記し、利用者の同意を得る必要があります。	H29.3.31
44	定員について	人員基準	予防デイ、元気デイの定員はどのようになるのか。従来の申請どおりで構わないのか。また、定員30人の通所事業所であれば1日5人程度まで等事業所独自で枠の設定を行うことは可能か。	通所型サービスにおける定員の考え方は次のとおりです。 なお、①または②のいずれかで定員超過となれば、全体で定員超過がなくても、人員基準違反となり、定員超過減算の対象となります。 ① 通所介護と予防デイは、それぞれの利用者を合算して利用定員を定める。 ② 元気デイ、元気デイサテライト、集中デイは、それぞれのサービスごとの利用者で利用定員を定める。	H29.3.31

No.	質問事項（タイトル）	種別	質問内容	回答	掲載日
45	契約書・重要事項説明書について	書類	必要な内容を記載すれば、従来どおりの契約書・重要事項説明書で構わないか。予防デイ用、元気デイ用等それぞれに書類の準備が必要か。	契約書と重要事項に関する説明については、事業者と利用者の取り決めとなり、契約書等の文言については、一部変更や追加が必要となります。ただし、契約書などをすべて取り直す必要はなく、変更点を記載した覚書等を取り交わすといった対応でも差し支えありません。 久留米市のホームページにて様式例を示しますが、あくまで例示であり、契約書等の書式を限定するものではありません。また、作成内容については市は責任を負うことができませんので、事業内容により法令等を遵守して作成してください。	H29.3.31
46	元気デイサテライトの実施場所について	設備基準	元気デイのサテライトは有料老人ホーム併設のフリースペース等でも構わないのか。	有料老人ホームの入所者が日常的に使用する設備では、使用していない時間帯であっても元気デイのサテライトを実施することはできません。 地域交流室等、入所者が日常的に使用する設備以外での実施は可能です。	H29.3.31
47	利用者の状態像について	対象者像	予防デイの利用者状態像とはどのようなものか。	入浴、排泄、食事において、利用者の身体に触れて行う身体介護が日常的に必要な方を想定しています。 入浴等において、見守りのみ必要な方は予防デイの対象とはなりません。	H29.3.31
48	生活ヘルプ対象者について	対象者像	生活ヘルプで疾患の特性上とあるが、具体的にどのような状態の方を指すのか。	生活ヘルプの利用は、具体的な疾患で判断されるものではありません。アセスメント等を通じて、自分でできるようになると見込まれる家事関連活動がなく、家事代行に頼らざるを得ないと判断された場合が対象となります。 自分でできるようになると見込まれる家事関連活動がひとつでもある場合は、元気ヘルプの対象となります。	H29.3.31
49	入浴サービスの対象者について	入浴	予防デイの対象者で入浴が必要な方とは、自宅に浴槽はあるが、危険性が高いまたは訪問介護を実施することが難しい方は対象になるか。	予防デイは、利用者の身体に直接触れて行う身体介助が必要な方が対象となるため、住環境が原因による入浴困難の場合は、予防デイの対象とはなりません。 また、転倒の恐れがあり見守りが必要な方も原則としては予防デイの対象とはなりません。	H29.3.31
50	予防デイの実施方法について	利用時間	予防デイの受け入れについて、5時間未満で午前と午後の実施は可能か。	可能です。 この場合、午前と午後の2単位での指定が必要です。	H29.3.31
51	介護を伴わない入浴の範囲	入浴	介護を伴わない入浴とはどのようなものか。見守りは介護を伴わないに含まれるか。	利用者の身体に直接触れて行う介護が必要ないものを指しますので、見守りも介護を伴わない入浴に含まれます。	H29.3.31



No.	質問事項（タイトル）	種別	質問内容	回答	掲載日
52	特定事業所加算について	加算・減算	特定事業所加算は現在の算定条件でよいのか。	特定事業所加算を算定するにあたり、訪問介護員等の常勤換算は、指定訪問介護（介護給付）と身体ヘルプに従事する時間のみで常勤換算を計算し、元気ヘルプ、生活ヘルプに従事する時間は常勤換算には含めません。利用者の割合は、指定訪問介護（介護給付）のみの利用者数で計算します。	H29.3.31
53	処遇改善加算について	加算・減算	処遇改善加算は基本報酬に包括するとなっているが、必要書類はあるのか。	元気ヘルプ及び元気デイでは、処遇改善加算に関する必要書類はありません。	H29.3.31
54	障害福祉サービスとの一体的実施事業者の人員基準について	人員基準	一体的に障害福祉サービスを行っている事業所のサービス提供責任者の配置はどのようになるのか。	障害福祉サービスの利用者も含めた利用者数でサービス提供責任者を配置してください。	H29.3.31
55	通所介護のサテライトと元気デイのサテライトの同一敷地内実施について	人員基準	通所介護のサテライトと元気デイのサテライトを同一敷地内で行うことは可能か。可能な場合、定員の考え方、従事者の兼務等人員基準について具体的に示されたい。	通所介護のサテライトと元気デイのサテライトを同一敷地内で行うことはできません。	H29.3.31
56	看護職員の人員基準について	人員基準	現行、通所介護（介護給付）の看護職員の配置は、訪問看護等との連携を図っている場合は看護職員が確保されているとみなすとされているが、総合事業においてはいかがか。	予防デイの看護職員の配置についても、通所介護（介護給付）と同様の取り扱いです。元気デイについては、看護職員の配置は必要ありません。	H29.3.31
57	利用時間による通所介護事業所規模の区分票の計算について	その他	予防デイと元気デイの利用時間による通所介護事業所規模の区分票の計算方法を示されたい。	規模区分の計算は、指定介護予防通所介護及び予防デイの利用者数により計算します。予防デイは、利用時間が5時間未満となるため、利用者数に2分の1を乗じて得た数で計算します。ただし、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えありません。なお、元気デイ及び集中デイの利用者は、規模区分の計算には含めません。詳しくは、「介護報酬の解釈・単位数表編（青本）」の255ページをご確認ください。	H29.3.31
58	利用者の状態像について	対象者像	身体ヘルプ、元気ヘルプ、生活ヘルプの利用者の分け方についてもっと具体的に示されたい。	身体ヘルプは、身体介助が必要な方が対象です。元気ヘルプは、アセスメントにより、自分でできるようになると見込まれる家事関連活動がひとつでもあると判断された場合が対象となります。生活ヘルプは、自分でできるようになると見込まれる家事関連活動がなく、家事代行に頼らざるを得ないと判断された場合が対象となります。なお、サービスの振り分けは、地域包括支援センター又は委託された指定居宅介護支援事業所が実施する介護予防ケアマネジメントで、利用者の状況や希望を踏まえて判断します。	H29.3.31

No.	質問事項（タイトル）	種別	質問内容	回答	掲載日
59	同一建物減算について	加算・減算	同一建物減算10%とあるが、サービス提供施設と住居が同一建物の場合か。	お見込みのとおりです。 減算要件は、現在の指定介護予防通所介護と同様ですが、報酬が回数制となったため、10%の減算としています。	H29.3.31
60	機能訓練室の広さについて	設備基準	元気デイにおいてサテライトの機能訓練室の広さは2.3㎡/人とあるが、サテライト以外の機能訓練室の広さは3㎡/人でよいのか。	お見込みのとおりです。	H29.3.31
61	同日での予防デイと元気デイの組み合わせについて	その他	1日のうちに予防デイと元気デイを組み合わせをすることは可能か。（例：9：00～13：30予防デイ、13：30～15：30元気デイ）	予防デイや元気デイの同日利用や、元気デイの複数単位の同日利用はいずれもできません。 また、異なる事業所の同日利用もできません。	H29.3.31
62	身体介助加算の判断基準及び判断者について	加算・減算	身体介助加算の算定要件である一時的に身体介助が必要と判断された場合の判断とはどのようなものか。通所型事業者が判断することになるのか。	捻挫等の怪我により身体介助が必要となったが、短期間での回復が見込まれ、予防デイへのサービス変更や区分変更が必要ないと地域包括支援センター又は委託された指定居宅介護支援事業所が判断した場合が対象です。	H29.3.31
63	口腔ケア加算の計画について	加算・減算	口腔ケア加算の算定要件には、計画プログラムを作成していることとあるが、具体的にどのような計画内容が必要か。また個別計画書である必要はあるのか。	具体的なプログラムをお示しする予定はありません。 加算の算定要件は「歯科医師等の指導を受けること」であるため、指導を受ける歯科医師等の協力を得て、事業所としてのプログラムを作成・実施してください。 なお、プログラムは事業所として作成するものであるため、利用者の個別計画である必要はありません。 ただし、実施については通所介護計画書への位置づけが必要です。	H29.3.31
64	口腔ケア加算の指導内容や間隔について	加算・減算	口腔ケア加算の算定要件に「歯科医師等などの指導を定期的に受けていること」とあるが、指導内容や間隔はどのようなものか。	年2回、1回1時間以上の口腔に関する講義や口腔ケアの実技等を想定しています。	H29.3.31
65	元気デイの機能訓練の内容について	その他	元気デイの心身機能や生活機能の維持・向上及び社会参加のための多様な機能訓練とは具体的にどのようなものをさしているのか。	利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するような機能訓練を指します。体の働きや精神の働きである「心身機能」、ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」、家庭や社会生活で役割を果たすことである「参加」といった生活機能の維持・向上を図る訓練を実施してください。	H29.3.31

No.	質問事項（タイトル）	種別	質問内容	回答	掲載日
66	処遇改善加算の取り扱いについて	加算・減算	元気デいの処遇改善加算について「相当分を基本報酬に包括」とあるが、スタッフへは4%を支給すべきか。また、4%支給の場合、実績報告をどのように行えばよいのか。	元気デいについては、基本報酬に処遇改善加算分の額が含まれていると認識していただき、元気デいのスタッフに対しても、通所介護、予防デいのスタッフと同様の取り扱いとするよう努めてください。 なお、実績報告は、通所介護、予防デいの従業者分を報告していただくこととなりますが、元気デいを兼務している場合は、元気デい分の賃金も含めて報告してください。	H29.3.31
67	サテライトでの入浴・食事について	その他	元気デいの内容について「介護を伴わない自費での入浴、食事の提供が可能」とあるが、サテライトの場合もこの条件を満たす必要があるのか。	必ずしも入浴や食事を提供する必要はありません。 なお、元気デいについても同様です。	H29.3.31
68	予防デいの要件について	その他	予防デいにするためには入浴・食事をつければよいのか。	予防デいは、利用者の身体に直接触れて行う身体介助が日常的に必要な方が対象となります。単に入浴・食事を付けるだけでは予防デいの対象とはなりません。	H29.3.31
69	元気デいのサービス担当者会議の開催について	その他	元気デいではサービス担当者会議を開催する必要はあるか。	元気デいを利用する場合、介護予防ケアマネジメントはケアマネジメントAまたはケアマネジメントBでの関わりになります。 サービス担当者会議は、いずれの場合もサービス利用開始時には必ず開催する必要があります。 なお、ケアプランの変更時は、ケアマネジメントAでは必ず開催する必要があり、ケアマネジメントBでも必要に応じて開催する必要があります。	H29.3.31
70	介護職員の配置基準について	人員基準	利用定員は18人としているが、その日の利用人数が10人以下の場合であっても介護職員の配置は2人必要か。	指定通所介護（介護給付）と同様に、介護職員は、その日の利用人数により配置する必要がありますので、利用人数が10人の日は1人の配置が必要です。	H29.3.31
71	事業対象者の受け入れについて	その他	事業対象者の受け入れに関して必要な手続きはあるのか。	通所型サービスは、要支援1、2、事業対象者を対象としたサービスであるため、通所型サービスの指定を受けた事業所が事業対象者を受け入れるための特別な手続きは必要ありません。 反対に、事業対象者を受け入れないことは、運営基準の提供拒否の禁止に該当します。	H29.3.31
72	送迎を行わない場合の減算について	加算・減算	送迎を行わない場合には、減算があるのか。	送迎を行わない場合であっても、減算はありません。	H29.3.31

No.	質問事項（タイトル）	種別	質問内容	回答	掲載日
73	口腔ケア加算の要件について	加算・減算	現在、摂食嚥下運動を行っているが、このような場合には口腔ケア加算は算定できるのか。	介護職員が歯科医師等の指導を定期的に受けており、該当の摂食嚥下運動を含めた事業所としての口腔ケアのプログラムを作成している場合は、算定可能です。	H29.3.31
74	身体介助加算の算定のための設備について	設備基準	身体介助加算を算定する場合、元気デイにも入浴設備が必要なのか。	身体介助加算は、入浴介助だけが該当するものではありませんので、必ずしも入浴設備は必要ありません。	H29.3.31
75	送迎のバスストップ方式について	送迎	送迎は集合待合のようなバスストップ方式は可能か。	送迎地点については、原則として『利用者の居宅から事業所』ですが、次の点に留意したうえで、バスストップ方式での送迎も可能とします。 ① 利用者ごとの送迎地点は、毎回同じ場所とすること。 （そのつど変えることはできません。） ② 送迎地点を決めるにあたっては、利用者の安全に十分考慮すること。 ③ 送迎地点の所有者等の許可を得る等、トラブルとならないよう注意すること。 ④ 送迎地点に利用者が来ていない場合には、居宅を訪問したり、電話で確認する等の対応をすること。	H29.3.31
76	機能訓練指導員の兼務について	人員基準	元気デイの機能訓練指導員と通所介護の職員とは兼務可能か。 また、元気デイのサテライトの機能訓練指導員はどうか。	可能です。 ただし、指定通所介護（介護給付）で個別機能訓練加算を算定している場合は、同一時間帯に実施される元気デイのサテライトの機能訓練指導員との兼務はできません。	H29.3.31
77	機能訓練指導員の配置時間について	人員基準	元気デイでの機能訓練指導員はサービス提供時間を通じて配置する必要があるのか。	元気デイの機能訓練指導員は、1人配置としていますので、必ずしもサービス提供時間を通じて配置する必要はありません。	H29.3.31
78	通所型サービスと通所リハビリの併用について	その他	要支援1・2の利用者の通所型サービスと介護予防通所リハビリテーションとの併用は可能か。	これまで同様、通所型サービスと介護予防通所リハビリテーションの併用はできません。	H29.3.31
79	集中デイ・元気デイの送迎について	送迎	身体介護の必要性がなく移動が自立している利用者を想定しているが、送迎は必ず実施しなければならないか。また、家族送迎は可能か。	予防デイ、元気デイ（サテライトを含む）の送迎については、原則として事業所が行う必要があります。 ただし、利用者が自ら通うことができる場合や、家族により送迎がある場合は、必ずしも事業所が送迎する必要はありませんが、その旨を通所サービス計画に送迎に関する留意事項として記載する必要があります。 なお、送迎を行わなかった場合においても、報酬の減算はありません。	H29.3.31

No.	質問事項（タイトル）	種別	質問内容	回答	掲載日
80	利用までの手順について	その他	サービス担当者会議、契約書の作成、同意形成等サービス利用までの手順は現行と相違ないか。	サービス利用までの手順は現行と変わりありません。	H29.3.31
81	元気デイとの兼務について	人員基準	通所介護、予防デイと元気デイの介護職・機能訓練指導員の兼務は可能か。	それぞれのサービスの提供に支障がない場合は、兼務可能です。介護職員の配置は、通所介護（介護給付）、予防デイ、元気デイの利用者の合計数により配置が必要です。	H29.3.31
82	元気デイのサテライトの人員配置について	人員基準	元気デイのサテライトを運営する場合、介護職員・機能訓練指導員は、そのサービス提供時間内は常駐しなければならないのか。	介護職員は、サービス提供時間数を通じて配置が必要です。機能訓練指導員は、1人配置としていますので、サービス提供時間を通じて配置する必要はありません。	H29.3.31
83	ボランティアや自主グループの活動受け入れについて	その他	元気デイのサテライトにおいて、ボランティアや自主グループの活動を受け入れを行い、ボランティアや自主グループのメンバーがいれば介護職員、機能訓練指導員を配置しなくてもよいのか。	元気デイのサテライトには、事業者には雇用されている介護職員をサービス提供時間を通じて配置する必要がありますので、ボランティアや自主グループのメンバーのみでは元気デイのサテライトは実施できません。ボランティアや自主グループの活動の受け入れについては、元気デイサテライトの目的のひとつが「地域との交流」であり、積極的に行っていただくことを期待しています。	H29.3.31
84	元気デイの利用時間区分について	利用時間	元気デイについては「2時間以上3時間未満」と「3時間以上5時間未満」と2類型があるが、利用の時間決定については利用者の意思が反映されるのか？それとも事業所の対応時間での利用になるのか？	元気デイの利用時間については、利用者の心身状態や希望をふまえ、ケアマネジメントにより決定されるものです。ケアマネジメントで必要とされた利用時間を事業所が対応していない場合は、他の事業所の利用を検討する等の対応が必要となります。	H29.3.31
85	元気ヘルプと生活ヘルプの利用について	対象者像	元気ヘルプ…改善可能な身体状況にあり、家事動作を支援者と共に訓練・習得し身に付ける。 生活ヘルプ…改善が見込めない身体状況にあるため、家事代行を受ける 上記の「共に行う」の考え方について詳細な部分を伺いたい。改善が見込めない阻害要因がある利用者に対して、掃除動作のうち、a)「はたきがけ」は本人が行い、掃除機掛けはヘルパーが行う。b)はたきをかける事ができる場所が制限されているため、ある高さからはヘルパーがはたきをかける。 このような場合、元気ヘルプの「共に行う」にあたるか。 ※掃除として捉えたと出来るものもあるが実際、掃除の仕方に細分化すると出来なく代行と考えられる為、棲み分け・整理の仕方を実例を示してもらいたい。	元気ヘルプの対象は、道具の工夫や工程の支援により、自分でできるようになると見込まれる家事動作がひとつでもある方です。 一方、生活ヘルプの対象は、症状固定等により、自分でできるようになると見込まれる家事動作がひとつもない方です。 要支援の方で、自分でできるようになると見込まれる家事動作がひとつもない方は限りなく少ないため、ほとんどの方が元気ヘルプの対象になると思われます。 なお、自分でできるようになると見込まれる家事動作がひとつでもあれば、どうしてもできない家事動作の代行も元気ヘルプで対応することができます。	H29.3.31

No.	質問事項（タイトル）	種別	質問内容	回答	掲載日
86	元気ヘルプと生活ヘルプの利用について	対象者像	利用者で、腰、膝痛にてトイレと浴室の掃除をヘルプ代行で入れている方がいる。他の掃除や買い物は自身でしており、一見生活ヘルプの対象のように思われるが、認知面で心配な点が見受けられれば、見守りの必要性が有り元気ヘルプでの支援でよいか。	自分でされている家事や入浴等の生活行為をしている際に見守りが必要な場合は、元気ヘルプでの支援でよいと思います。ただし、元気ヘルプでの見守りとは、安否確認の意味での見守りではありませんので、安否確認が必要な場合は、他の支援が必要かと思えます。	H29.3.31
87	経理規定について	その他	通所介護の経理区分は別に設定するのか。また、予防デイや元気デイの拠点区分やサービス区分はどうすれば良いのか	原則として、いずれのサービスも拠点区分、サービス区分のいずれも分ける必要があります。ただし、通所介護と一体として運営されている介護予防通所介護、第1号通所事業については、同一の拠点区分とし、サービス区分を分ける方法で処理しても差し支えありません。また、勘定科目としてそれぞれのサービスの収入額のみを把握できれば、同一のサービス区分として差し支えありません。なお、社会福祉法人が実施している事業により、取り扱いが異なることがあるため、所管庁にも再度確認してください。	H29.3.31
88	処遇改善加算について2	加算・減算	処遇改善加算は、相当分を基本報酬に包括と記載されているが、どのくらいかは明記できないか。	元気ヘルプ、元気デイにおける処遇改善加算は、加算としては設定しておりません。あくまで、基本報酬の額を決定するにあたり、処遇改善加算に相当する分を考慮しているものです。説明資料への記載の仕方により誤解を招いてしまい、申し訳ありませんでした。	H29.3.31
89	元気デイの5週目の利用について	利用回数	利用可能回数は月8回までとなっているが、第5週目の9回目を利用したいと本人の申し出が合った場合には、自費での対応は可能か。	介護保険サービス外での利用ですので、自費での対応も可能です。	H29.3.31
90	定員について2	その他	曜日や午前、午後によって定員は増減できるか。例えば、月曜日は午前25名、月曜日午後は18名等は可能か。	可能です。この場合、2単位としての届出をお願いします。	H29.3.31
91	元気デイにおける入浴料金について	入浴	元気デイの入浴料金の設定は、事業所の方針で無料に設定することは可能か。	入浴料金については、事業者と利用者との契約により定められるものと考えます。しかしながら、入浴料金を無料とした場合、元気デイでの入浴を保険給付の対象外とした趣旨や、入浴に要する費用について介護サービス費が充当されることにより、当該介護サービス等の質の低下が生じるおそれなどにかんがみれば、適当ではないと考えます。	H29.3.31
92	事業の単位について	人員基準	現在、当事業所では、9:45～17:00までの7～9時間で対応を行っている。通所型サービスでは、サービス提供時間が最大5時間までとなることにより、当事業所では、サービス提供時間が、9:45～14:45までと、9:45～17:00までの2通りとなる。現在は、1単位として人員配置を行っているが、総合事業移行後は、2単位として申請を行わなければならないのか。	利用者ごとに策定した個別計画に位置づけられた通所介護と通所型サービスが一体的に提供されている場合は、提供時間数の異なる利用者に対して、同一単位でサービスを行うことが可能です。ただし、通所介護と通所型サービスが別々に提供される場合は、同一単位とは認められず、2単位として申請していただく必要があります。	H29.3.31

No.	質問事項（タイトル）	種別	質問内容	回答	掲載日
93	外出行事と利用時間について	利用時間	現在、外出行事を実施しているが、利用時間の5時間を超えている。 その場合、外出行事には参加できないのか。	外出行事は、外出をすることが心身機能・活動・参加の視点から利用者の自立支援に資するものになっている必要があり、通所型サービス計画にその必要性を位置づけた上で実施しなければなりません。そのため、通所型サービスとして実施する場合には、利用時間の範囲内で実施する必要があります。	H29.3.31
94	営業時間外の送迎について	送迎	営業時間外の送迎は可能か。	送迎はサービス提供時間には含まれませんが、営業時間内に行うことが基本です。そのため、通所型サービス計画に位置づけられた送迎時間が事業所の営業時間外であることは認められません。なお、交通状況等により、送迎時間の遅れ等が発生した場合にはこの限りではありません。	H29.3.31
95	提供票の作成について	書類	提供票の作成は、地域包括支援センター又は委託された居宅介護支援事業者が作成するのか。	提供票については、現行の取扱いと同様です。地域包括支援センター又は委託された居宅介護支援事業者が初回及び変更時のみ作成します。	H29.3.31
96	口腔ケア加算の研修について1	加算・減算	口腔ケア加算の算定要件について、「3. 留意事項（1）」では、研修は事業所内研修、法人内研修でも良いとあるが、事業所内での研修は久留米市から認可指定研修としての認可を受ける必要があるか。	口腔ケア加算の研修については、久留米市の認可指定は必要ありません。	H29.3.31
97	口腔ケア加算の研修について2	加算・減算	デイサービスの言語聴覚士による指導で事業所内研修を行う予定だが、研修指導を行う職員としての指定研修はあるのか。	研修指導を行う職員としての研修の指定はありません。ただし、講師となった研修は講師本人が受講した研修とは認められません。指導職員となりえる言語聴覚士や歯科衛生士については、職種ごとに開催される外部の専門研修に参加する等、講師となる研修が充実した研修となるよう努めてください。	H29.3.31
98	身体介助加算の再算定について	加算・減算	介護予防・生活支援サービス事業における久留米市独自加算の算定要件で、身体介助加算の算定要件に「連続した2ヶ月を限度」とあるが、間を開けて改めて算定することはできるのか。	可能です。 加算の算定途中又は算定後、加算を算定していた理由とは別の怪我等の理由により、一時的に身体機能が低下した利用者については再算定が可能です。	H29.3.31
99	サービスの切り替えについて	対象者像	進行性慢性疾患の方などのヘルプの取り扱い。意欲もあり共に行う家事動作がある間は元気ヘルプを利用し、難しくなったら身体ヘルプや生活ヘルプに切り替えていくイメージでよいのか。	お見込みのとおりです。利用者の状態に応じて、利用サービスを見直してください。	H29.3.31

No.	質問事項（タイトル）	種別	質問内容	回答	掲載日
100	同居家族がいる場合のサービス利用について	対象者像	『同居家族がいるが仕事が忙しく日中いない』『同居家族との関係性が悪い』などの状況で、元気ヘルプのを位置づける方。その場合は共に行う家事動作のみ位置づけ、その他代行になる掃除等は元気ヘルプ・生活ヘルプともに位置づけない、という整理でよいか。	身体ヘルプ、元気ヘルプ、生活ヘルプのサービスの併用はできません。自分でできるようになると見込まれる家事関連動作がひとつでもある場合は、元気ヘルプの対象になります。そのうえで、同居家族がいる場合の代行サービスについては、同居家族等の有無のみで一律に判断するのではなく、個々の利用者の状況に応じて、代行サービスも含んだ元気ヘルプの位置付けになると想定されます。	H29.3.31
101	突発的な送迎について	送迎	デイの送迎について、利用者自ら通う事ができる場合や家族による送迎がある場合、サービス計画書に留意する事項として記載しておけば、必ずしも送迎は事業所が行わなくても良い、と示されているが、突発的（例えば、家族の都合で送迎ができない場合等）に送迎を依頼することは可能か。	お見込みのとおりです。サービス事業所と協議の上、対応をお願いします。	H29.3.31
102	自主活動について	その他	サービス利用前後の自主活動について、サークル・自主活動のスタッフはいるのか。どういう形を自主活動というのか。	サークルや自主活動は、通所事業所とは別のものですので、各自で判断していただくこととなります。ただし、サークルや自主活動にスタッフを配置する場合、そのスタッフについては、同時に行われる通所事業所の人員基準には含まれません。	H29.3.31
103	初回加算の算定について	加算	訪問型サービスの初回加算の算定について、予防給付を受けていた要支援者が事業対象者へ移行した場合、算定できるか。初回加算が算定できない場合、初回連携加算も算定できないということになるか。	同一事業所において介護予防訪問介護（予防給付）から訪問型サービス（総合事業）の利用となった場合は、初回加算を算定することはできません。なお、初回加算が算定できない場合は、初回連携加算も算定できません。	H29.3.31
104	ケアマネジメントCについて	ケアマネジメントC	ケアマネジメントCは、短期集中サービスを対象とするプランなのか。	ケアマネジメントと多様なサービスの種類がA、B、Cで表現されていますが、多様なサービスC（短期集中）のプランをケアマネジメントCで作成するものではありません。ケアマネジメントCは一般介護予防事業や通いの場等を位置づけた場合を対象とするもので、ケアプランの作成ではなく、初回のみケアマネジメントを行うものです。短期集中サービスはケアマネジメントAの対象となります。	H29.3.31
105	事業対象者の支援について	有効期間	事業対象者については予防の観点に即した支援となるため、永続かつ継続した支援となるのか。	事業対象者に有効期間はなく、支援を必要とする状態であれば永続かつ継続した支援となります。	H29.3.31
106	各類型の振り分けについて		介護予防ケアマネジメントの類型の分類については、今後も地域包括支援センターが行うこととなるのか。	類型の分類については、地域包括支援センターとの協議で決定します。	H29.3.31
107	今後のスケジュールについて		ケアマネジメントAおよびケアマネジメントBの作成方法について今後研修等はあるのか。	現在のところ、研修等の開催予定はありませんが、今後、検討していきます。	H29.3.31